

令和6年1月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年1月10日（水） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、河原正弘

1. 開 会：永田事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松本誠一委員、松本一幸委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第 24 号 農地法第3条の届出について

(2) 議案第 34 号 農地法第3条の許可申請について

(3) 議案第 35 号 農地法第5条の許可申請について

(4) 議案第 36 号 農用地利用集積計画承認申請について

(5) 議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第24号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第24号農地法第3条の規定による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。申請番号1番になります。所在は上六嘉地区になります。地目については畑が1筆、面積が56㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

(議長) 続きまして、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は下仲間地区。農振農用地の田が1筆。面積は675㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。3ページに申請地の位置図を載せております。4ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第35号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請が3件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、5ページをお願いいたします。

申請番号1番です。所有権移転の案件となっております。所在は上島地区、農振地域外の田が1筆、面積が346㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、個人住宅の申請となっております。6ページに申請位置図と7ページに土地利用計画平面図を載せております。

7ページの土地利用計画平面図をご覧ください。

給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては集水桝への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水におきましては合併浄化槽を経て集水桝への集水後、道路側溝への放流となります。

次に9ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります村上委員から報告をお願いいたします。

(村上委員) 12月22日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、西村集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地と思われます。申請地は既に砂利敷きされており、農地としての利用はされておりました。

今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は8ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については個人住宅になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、5ページをお願いいたします。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上仲間地区、農振地域外の田が2筆、合計面積が2,053㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、倉庫用地の申請となっております。10ページに申請位置図と11ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては調整池を経て北側水路へ放流、生活雑排水については合併浄化槽を経て北側水路へ放流となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります齊藤委員から報告をお願いいたします。

(齊藤委員) はい。12月22日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えている区域であるため、農地区分としては第3種農地になると思われれます。また、申請地の北東部分に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、申請地も境界部分にはL型擁壁を新設されるため、支障はないものと思われれます。

倉庫用地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられれます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は12ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第3種農地であり、目的については倉庫用地になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、5ページをお願いいたします。

申請番号3番です。所有権の移転の案件となっております。所在は北甘木地区、農振地域外の田が2筆、合計面積が1,759㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、特定建築条件付売買予定地の申請となっております。

13ページに申請位置図と14ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては新設道路側溝から集水柵を経て西側水路への放流、生活雑排水については合併浄化槽にて浄化後、新設道路側溝から集水柵を経て西側水路への放流となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります榮委員から報告をお願いいたします。

(榮委員) はい。12月22日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。

申請地の北側に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなさ

れており、境界部分には L 型擁壁を新設されるため、支障はないものと思われ
れます。

特定建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも
転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わ
ります。

(議 長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事 務 局) 資料は 15 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を
ご覧ください。申請地の農地区分は第 2 種農地であり、目的については特定
建築条件付売買予定地になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障は、地元委員
の説明のとおり、日照の問題がありましたので、申請者より夏至及び冬至
の日影図を提出してもらっています。お手元に北側農地の写真と夏至及び冬
至の日影図の書類がございますので、こちらをご覧ください。夏至での日影
図では、北側農地への影響はほぼないものと思われませんが、冬至の日影
図では農地の大部分に日が当たらないことから、申請者へ北側農地の耕作者に再
度説明と金銭での補償をすることを付帯条件に記載し、再度、隣接農地承諾
書の提出をしてもらうこととしております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みが
ありますので、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断して
おります。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問
ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につ
きまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委 員) はい。(委員一同)

(議 長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第 36 号 農用地利用集積計画承認申請について

(議 長) 続きまして、議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農
地利用の集積計画の承認申請が 4 件ございます。

4 件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願ひします。
それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は16ページの申請番号1番からになります。所在は上島地区。

農振農用地内の田が1筆で面積が1,848㎡となっております。

貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年2月1日から令和16年1月31日となっております。

続きまして、申請番号2番になります。所在は井寺地区。農振地域外の畑が3筆と農振農用地内の田が1筆の計4筆、合計面積が3,826㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日となっております。

続きまして、資料は17ページになります。申請番号3番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が3筆、合計面積が2,063㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日となっております。

続きまして、資料は18ページになります。申請番号4番になります。所在は上島地区。農振地域外の田が4筆と農振農用地内の田が2筆の計6筆、合計面積が2,665㎡となっております。貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。期間は令和6年2月1日から令和11年1月31日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました4件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

○議案第37号 農用地利用集積等促進計画(配分)の更新について

(議長) 続きまして、議案第37号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)の更新が3件ございま

す。3件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしく申し上げます。
事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は20ページになります。所在は下六嘉地区。田が2筆で合計面積が1,771㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の更新。期間は2024年3月1日から2029年2月28日となっております。使用貸借権の設定等を受ける者は農地所有適格法人に該当しますので、権利設定等を受ける者が耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるという要件を満たしているものと思われま

す。続きまして、資料は21ページになります。所在は北甘木地区。田が2筆で合計面積が4,707㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載の通りとなっております。目的は賃借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は2024年4月1日から2029年3月31日となっております。賃借権の設定等を受ける者は法人以外になりますので、権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる、権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることから要件を満たしているものと思われま

す。続きまして、資料は22ページになります。所在は下六嘉地区。田が2筆で合計面積が4,998㎡となっております。賃借権の設定等を受ける者、行う者につきましては記載の通りとなっております。目的は賃借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は2024年4月1日から2029年3月31日となっております。賃借権の設定等を受ける者は法人以外になりますので、権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる、権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることから要件を満たしているものと思われま

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は2月13日、火曜日の9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年1月10日

会長 下 田 司

委員 松 本 誠 一

委員 松 本 一 幸